労働裁判の起源と誕生の背景：絶対王政期における リヨン絹織物ギルドの取締役親方制度（上）

大野　威

日本を含む多くの国で，労働問題に詳しい労使の代表を裁判官として参加させ，迅速，低コストで労使間の紛争を解決する労働裁判の仕組みが設けられている。これは1806年にナポレオン・ボナパルトによって創設された労働裁判（conseils de prud'hommes）からはじまったというのが定説になっている。本稿は，この労働裁判が絶対王政期，リヨンの絹織物ギルドにおいて親方とその使用者にあたる商人が共同でギルド内の紛争解決をおこなう取締役親方制度をモデルに誕生したことを明らかにしようとするものである。本稿の構成は次のとおりである。本稿は，最初にリヨンで絹織物ギルドが誕生した経緯，次いで1554年に制定された最初のギルド規約で取締役親方が誕生したことを説明する。つづく部分では，テュルゴーによるギルド廃止（1776年）直前までを対象に，ギルド内で織物の販売権利，賃率などをめぐって親方と商人との対立が先鋭化するなか，取締役親方が両者の紛争を解決する仕組みとして続いていく様子を明らかにする。

キーワード：労働裁判，労働審判，リヨン，フランス，絹織物，ギルド，取締役親方

目次

はじめに
1　1540年　リヨン絹織物ギルドの誕生
2　1554年のギルド規約
3　1667年のギルド規約：商人の台頭
4　1700年と1702年の勅令：職人親方の反発と商人親方の巻き返し
5　1707-30年　商人親方による自立小生産者の締め出し
6　1737年のギルド規約：職人親方の権利拡大
7　1744年のギルド規約：商人親方の巻き返しと暴動の発生
8　賃率をめぐる対立
9　テュルゴーのギルド廃止の勅令
10　1779年　賃率表の作成からカニュの乱（1786年）へ
11　フランス革命１：1789-90年，賃率表の復活
12　フランス革命２：1791年　アラルド法とル・シャプリエ法
13　フランス革命３：1792-94年　賃率の引上げ，リヨンの反乱，恐怖政治
14　1800年法
15　1806年　ナポレオンによる労働裁判の創設
おわりに

i　立命館大学産業社会学部教授

はじめに

日本を含む多くの国で，労働問題に詳しい労使の代表を裁判官として参加させ，迅速，低コストで労使間の紛争を解決する労働裁判あるいは労働審判の仕組みが設けられている。日本では，2004年に労働審判法が成立し，2006年４月から労働審判がはじまった[1)]。国により，労使代表の選び方，集団的労使

関係にかかわる紛争を含むか否か，労使を代表する裁判官の構成比や役割，控訴・上告の在り方などにさまざまなバリエーションがあるが，現在，日本の他にフランス，ドイツ，スウェーデン，ベルギー，オーストリア，イギリス，ノルウェー，デンマーク，フィンランドなどが労働裁判の仕組みを有している（McPherson et al. 1966: 1-3）[2)]。これは，1806年にナポレオン・ボナパルトによって創設された労働裁判（conseils de prud'hommes）からはじまったというのが定説になっている（Higby et al. 1948: 467-8: McPherson et al. 1966: 8; 野田 2022: 278）。しかし，この労働裁判にモデルがあったのか，あったとすればそれがどのようなものであったのかについてはかならずしも明確なコンセンサスが存在していない。そこで本稿は，1540年から1806年にかけてのリヨン絹織物ギルドの規約やギルドにかかわる法律の変遷を整理し，その取締役親方制度が労働裁判のモデルとなっていること，またそれが具体的にどのようなものだったのかを明らかにしようとするものである。本稿は同時に，職人による取締役親方の平等化，賃率表の作成や賃上げを要求する動きもあわせて整理し，そのことで労働者の権利拡大を求める運動の歴史的研究は，産業革命以前の職人たちの運動からはじめる必要があることを示そうとするものである[3)]。

1　1540年　リヨン絹織物ギルドの誕生

古くから伝道の中心地となっていたリヨンには９世紀に大司教座がおかれ，1032年に神聖ローマ帝国に属するようになったあとも実質的にリヨンを統治した。1267年，リヨンの人々は大司教座が空位となった隙に自治を要求して立ち上がり，これをルイ９世（在位1226-70年）が仲裁し，1271年住民が選出する12人の評議員（conseillers）に市政がゆだねられることになった。リヨンは1312年に正式にフランスに統合され，1320年には大司教からリヨン市民の諸権利（自治）を認める憲章が出されて12人の参事（échevins）による自治都市となった（小梁 2013: 81-2; 小井 1993: 2-3）。

リヨンは交通の要所にあり，定期的に開催される関税免除の国際市により商業的に発展していたが，リヨンで絹織物業が発展する契機となったのがフランソワ１世（在位1515-1547）による1534年９月２日の特許である。これは，フランス人であれ外国人であれ，リヨンに在住する絹織物の職人に対して塩税（gabelles），入市税（octrois），共同負担金（deniers communs），城門の警備・当直を免除する特権を与えるというもので，高級絹織物の産地であったイタリアのピエモンテをはじめ各地から絹織物製造業者や職人を呼び寄せた。ここからリヨン絹織物業の本格的な発展がはじまることになる（Pariset 1901: 25）[4)]。

その後数年間の職人の増加について信頼できる正確な数字は残っていないが[5)]，1540年には絹織物ギルドが設立され，エティエンヌ・テュルケ（Étienne Turquet）とラウレ・ヴィアール（Raoulet Viard）の２人がギルドの監督責任役である取締役親方（maîtres-gardes）に任命されている（Pariset 1901: 29）[6)]。

2　1554年のギルド規約

1554年，はじめてのギルド規則が制定された。この中で，参事会と親方によって任命，選出された４人の宣誓取締役親方がギルド内の紛争調停をおこなうとされたことが，のちに労働裁判へと発展していくことになる。ちなみに，ギルド内の職人同士の争いについて調停や裁判をおこなうことはギルド一般にみられることでリヨンの絹織物ギルドに特別なことではない。リヨンの絹織物ギルドの（宣誓）取締役親方が特別なのは，親方とその使用者である商人がひとつのギルドを形成し，両者の紛争を調停する役割を果たしてきたことにある。

1554年４月，参事会からの請願を受け，初めてのギルド規則を定めた特許が出されることになった。特許は，これまで製造方法や親方と職人の関係など

について規則がなかったため，多くの欠陥品や粗悪品がみられるようになるとともに，親方同士あるいは親方と職人などの間で多くの争いや訴訟が起こっていると指摘。親方と職人の協議を受け，これらの問題について一定の規則を制定すると述べている（Godart 1899: 82-3; Parise 1901: 31-2）。

規約は21条からなっており，（１）織物の構造（品質），（２）絹糸窃盗の防止，（２）職人間の規則，（４）宣誓取締役親方（maîtres-gardes juré）の選任方法と役割などを規定している。規約の条文は次のようになっている。

最初の１条から３条は織物の構造（品質）について規定している。織物の品質や製造方法についての規定は，この後たびたび改訂されより詳細なものになっていく[7)]。続く４条から11条は，絹糸の窃盗を防止するため，撚糸，染色，繰糸などをおこなう者を対象に，受け取った原料と返却した原料の重量を記載した帳簿を正確に備えることなどを規定している（Pariset 1901: 32-3）。絹糸の窃盗はヨーロッパの絹織物業に広くみられたもので，ギルド規約はその防止に多くの条文を割いている[8)]。

12条から14条は親方の下で働くコンパニョンと親方の関係についての規定で，現親方に債務のあるコンパニョンを他の親方が引き抜いてはならないことなどを定めている（Pariset 1901: 33）。なお，1554年の規約では徒弟年限など入職に必要な条件の規定は設けられておらず，誰でも自由にその職業につくことが可能であった（Godart 1899: 83）[9)]。

15条から17条は，毎年おこなわれる宣誓取締役親方の選出方法やその役割を規定している。規定では，４人の宣誓取締役親方のうち２人は参事会（consulat）[10)]が指名し，残りの２人は親方が選出するとされている。また規約において，宣誓取締役親方の職務は訪問検査をおこない規則が守られていることを確認すること，市の役人の立会いの下，違反者の織物や道具を没収すること，職人同士の争いを調停すること（この調停は毎月開催される），そして調停が不調に終わった場合，参事会あるいは国王の地域代理であるセネシャルの裁判に付託することとされている（Pariset 1901: 33）。ここで宣誓取締役親方がギルド内の紛争調停をおこなうとされたことが，のちに労働裁判へと発展していくことになる。後述するように，職人同士の争いには，賃率，仕事を依頼した者がそれをキャンセルしたときの生産者への補償，デザインの所有権などをめぐるさまざまな争いが含まれていた。

ところで，このようにギルドがギルド内の職人同士の争いについて調停や裁判をおこなうことはリヨンの絹織物ギルドに特別なことではなく，多くのギルドにみられる[11)]。リヨンの絹織物ギルドの紛争解決の仕組みが特別なのは，親方とその使用者にあたる商人がフランス革命期に商人がギルドから追放されるまでひとつのギルドを形成し，両者の紛争を含む構成員間の紛争の調停をおこなったことにある。

ただし，この特徴は最初からあったものではない。1554年時点では，親方は自由に織物を販売することができ，商人と親方の分化，対立はまだ顕在化していなかった。しかし，絹織物業が発展するにつれて，親方の使用者として商人の優越的な立場が明確になり，そこで賃率などをめぐって親方と商人の対立が大きくなっていく。リヨンの絹織物ギルドの紛争解決が，使用者と被使用者の争いの調停の性格を帯びてくるのは17世紀以降のことだったと考えられる。そして，両者の対立が大きくなるにつれ，商人と親方の争いの調停を担う（宣誓）取締役親方制度の構成比率（支配権）をめぐって両者の間で激しい争いが生じることになる。

3　1667年のギルド規約：商人の台頭

17世紀初頭，商人は親方に対してまだ決定的に優位な立場を確立していなかった。これを示すのが1619年の参事会の条例である。条例は，自ら織布をおこなわない商人が他の親方に仕事を依頼するのを禁止した。商人がギルド内でその地位を確かなものにするのは1667年，コルベールによって公布された

新しいギルド規約によってであった。この規約で，商人は親方と同等と位置づけられるだけでなく，参事会をつうじて取締役親方の任命に大きな影響力を及ぼすことが可能となった。さらに1669年，取締役親方の調停が不調に終わった場合，親方の選好するセネシャル裁判ではなく参事会に訴えることが義務づけられることになる。

1619年，参事会[12)]は，親方に織布を依頼できるのは自ら織布をおこなう親方に限るとする条例を公布した。これは親方が商人の台頭を抑えようとする試みであった。この布告に対しては，商人から抗議の声がおこるとともに規制を逃れる様々な方策が生みだされることになった（Godart 1899: 89）。

商人がその地位を確かなものにするのは，1667年，財務総監コルベールのもとで公布された新しいギルド規約によってであった[13)]。同規約の65条は，「1665年１月１日より前から継続して，当該身分が所管する金糸・銀糸・絹糸の織物やその他の種類の織物について自ら働いているか，人を働かせている者（商人：大野）」（鹿住 2009: 37）は徒弟を経験していなくてもギルドの成員として認められるとし，商人と親方を同等なものと位置づけた。

またこの規約では，宣誓取締役親方が取締役親方（maîtres-gardes）という名称に変更されるとともに，取締役親方の人数が４人から６人に増やされ，その任命に参事会がより大きな影響力を持つようになった。規約によれば，取締役親方の任期は２年で，１年ごとに半数（３人）を改選するが，参事会が２人を任命し，もう１人は参事会が指名する30人の親方と取締役親方の経験者が選出するとされた（鹿住 2007: 32）。この変更は，参事会の指名する取締役親方を従来の４人中２人から６人中４人に増加させるもので，富裕な商人が多数を占める参事会のギルドに対する影響力を増すものであった。親方はこの決定を批判し，取締役親方の半数を自分たちで選任することを要求した（Pariset 1901: 89-90）。このことも含め，この新規約はほとんど暴動に近い騒ぎを引き起こすことになった（Godart 1899: 83-4）[14)]。

1554年の規約にあった，職人同士の争いを調停するという（宣誓）取締役親方の役割については変化がなく，ギルド廃止まで続いていく。1667年の規約９条では，「当該身分の取締役親方および古参者は，当該共同体の商人や親方の訴えや苦情を聞くために，週１度事務所に集まるものとする。職人，徒弟，その他この産業に雇われている者や絹織物に付随する者についても同様であり，これら取締役親方によって当事者らの係争に対して必要なことがなされる」（鹿住 2009: 130）とされている。

この取締役親方の調停に満足しない場合，当初，当事者は自由にセネシャル裁判所や参事会に訴えることができた。後述するように，親方は商人寄りの参事会より国王の地域代理であるセネシャルの裁判を好意的にみていた。しかし，コルベールが製造業の統制権を都市から王権に移した代償として，1669年，製造業関係の裁判権を市政に与える国王の特許が全国に出された。特許は，市長，参事，その他都市において同様の職務を行う役人は，第一審として他の裁判に優先して製造に従事する職人同士または商人と職人の間で生じるすべての紛争を取り扱う権限を持つとし，具体的に度量衡，品質，検査，刻印，職人の賃金などを挙げている。そして，150リーブルまでの訴訟については最終審となるとした。なお特許は裁判を可能なかぎり簡素化するため，訴訟は弁護士などの関与なしに当事者本人の口頭陳述によって審理されることが望ましく，一般の裁判における訴訟手続きや形式を要せず，裁判に関わる者は金銭を受け取ってはならないとしている（Godart 1899: 199-200）[15)]。

4　1700年と1702年の勅令：職人親方の反発と商人親方の巻き返し

この後，商人と親方の対立はさらに大きくなっていく。その背景としてリヨンの絹織物業の状況について簡単に触れておきたい。リヨンの絹織物業は，当初は製造が容易な無地織物が中心であったが，17世

紀初頭にレバー式ドロー織機が発明され，17世紀後半にはヨーロッパにおいて金糸・銀糸を使った高級な紋織物の生産地として有名になる（Pariset 1901: 34; Jenkins 2003: 539-541）[16]。そして17世紀末になると，毎年，新しいデザインの織物を販売することで模倣を防ぎ，国際市場での優位を確保する試みがリヨンではじまり大きな成功をおさめた。こうした海外市場の開拓や毎年のデザインの更新は大きな資本を必要とするもので，商人の重要性を高めるとともに，商人と親方の分化をさらに進めることになった（Poni 1997: 41-8）。

こうしたなか，商人は取締役親方に対する支配権を強めるための政策を打ちだした。それが1698年の参事会による条例である。同年12月，商人は親方が取締役親方に就きにくくするため，取締役親方の就任中は5,000リーブルの保証金を差し出さなければならないとする条例を参事会から獲得した（Pariset 1901: 128）[17]。

親方はこれに強く反発し，同月，参事会に対し取締役親方のうち３人は自分たちの中から任命するよう請願をおこなった。請願は国に対してもおこなわれ，1700年11月，取締役親方のうち３人は職人親方（maîtres-ouvriers à façon）から選ばれるとする勅令を引き出すことに成功した（Pariset 1901: 129-30）[18]。なお，これを受けて改訂されたギルド規約の中で商人について商人親方（maître-marchand）という呼称が登場しており，本稿ではこれ以降，商人，親方にかわって商人親方，職人親方という呼称を用いる（鹿住 2007: 39）。

18世紀にはいると商人親方と職人親方の対立はさらに激しさを増していく。商人親方は，1700年の勅令・規約改訂に強く反発し，1702年にはルイ14世（在位1643-1715年）から職人親方が獲得した権利を無効にするギルド規約改訂の承認を得ることに成功する。この規約では，６人の取締役親方のうち職人親方に与えられるのは２人と定められた[19]。また，この規約はギルド規則違反を第一審として裁く権限は参事会にあることをあらためて確認した（Pariset 1901: 135）[20]。このように，職人親方の強い抗議を受けて一時的にその権利を拡張する規約改訂がおこなわれるものの，商人親方からの反発で再びそれが無効とされるパターンは，この後も繰り返されていくことになる（Bezucha 1974: 5-6）。

なお，1702年の規約では親方のもとで働くコンパニョンの賃率についての内容が新たに付け加えられている。15条は，職人親方に織物が完成してから８日以内にコンパニョンの賃率を決めることを義務づけ，16条はコンパニョンは自分が不当に扱われていると考える場合，取締役親方に訴えることができ，取締役親方は同種の布地における最高の賃率を基準としてコンパニョンの賃率を決定することができると定めている。ちなみに，14条では，商人親方に織物が納入されてから１か月以内に職人親方の賃率を決定することを義務づけている。この結果，職人親方は商人親方からいくら得られるかわからない状態でコンパニョンの賃率を決めることが求められることになった（Parise 1901: 137-8）。

5　1707-30年　商人親方による自立小生産者の締め出し

当初，職人親方は資力があるなら自らのために働き，その商品を自由に市場で販売することができた。人数がわかる1732年の数字をあげると，商人製造業者（商人親方）が約70人，他の者から仕事を請け負う者が約8,000人，自らのため働き，その販売もおこなう者（以下，自立小生産者と記す）が約700人という構成であった（Poni 1997: 48）。しかし，18世紀にはいると，商人親方は自立小生産者を自分たちのデザインを盗用し，絹糸の窃盗者と共謀して安価で粗悪な商品を市場に出していると批判し，以下述べるようにその締め出しを図るようになる（Pariset 1901: 143; Poni 1997: 48-9）。

1707年，リヨンの絹織物ギルドは，官職購入によって生じた借金返済を理由として親方の登録料を30

リーブルから60リーブルに値上げするとともに，親方にあらたに年12リーブルの支払いを義務づけた。このとき，職人親方は他の者から仕事を請け負う者と，自らのため働き，その販売もおこなう者（自立小生産者）の２つに区別され，後者のみ年12リーブルの支払いが義務づけられることになった（Pariset 1901: 144-5; 鹿住 2009: 60）[21]。

さらに，1711年には参事会の条例によって，商人親方と自立小生産者は300リーブルの登録料の支払いを義務づけられ，年会費は12リーブルから25リーブルに引き上げられた。この条例は，300リーブルが払えなければ販売ができなくなる自立小生産者だけでなく，将来的な階層上昇の可能性が閉ざされる請負で働く職人親方からも強い反発を引き起こした。

職人親方は，参事会の条例が高等法院に登録され正式に発効するのを遅らせるため様々な手段を用いたが，1712年10月，参事会の条例は法的効力をもつにいたった（Pariset 1901: 145-8）。

1730年，ふたたび自立小生産者を締め出す試みがおこなわれ，自立小生産者は商人か請負で働く職人かどちらかを選択することを迫られることになる。1730年，取締役親方は参事会に対し，不況時を乗り切る十分な資産を持たない者が商人（自立小生産者）として登録していることが，破産の増加と絹織物業の信用失墜につながっているとして，親方の資力を調査するとともに，商人親方と職人親方の間に明確な区分を設けるよう訴えた。これを受けて出されたのが1731年10月の国王決定（arrêt）である。この国王決定によれば，親方たちは商人親方か職人親方かのいずれかを選択しなければならないとされた。そして，職人親方は４台の織機だけを保持することが許され，専ら商人親方のために働かなければならないとされた（Pariset 1901: 175-6）。

6　1737年のギルド規約：職人親方の権利拡大

1731年の国王決定に対し，職人親方は多数の反対意見書を提出し，商工業に関わる案件を審査・審議する商業局（bureau du commerce）でおこなわれた討論において反対意見を主張した。こうした動きを受けて1737年に208条からなる新しいギルド規約が制定されることになる。それは取締役親方の構成を商人親方と職人親方で同数にするなど，職人親方の要求の多くを受け入れたものであった（Pariset 1901: 177）。

1737年のギルド規約の８条は，取締役親方を６人から８人に増やしたうえで，４人を商人親方，４人を職人親方とした。ただし，取締役親方になる職人親方は，読み書きができ商人親方に債務を負っていない者でなければならないとされている。11条と12条は取締役親方の選出方法を定めている。具体的には，20人の商人親方，20人の職人親方からなる集会がそれぞれ６名の取締役親方候補の名簿を作成し，参事会がそこから取締役親方を選任するとされている。また14条で，20人の集会はそれぞれ，次の20人の構成員を指名することが定められている（Pariset 1901: 178-9）。

また60条は，すべての親方に300リーブルの登録料を支払うことなく織物の販売をおこなうことを認める内容となっている（Godart 1899: 91; Pariset 1901: 183）。さらに，159条では，従来，織物が納入されてから職人親方の賃率が決定されるまで１か月の猶予があったものが８日以内に変更された。そして，160条で職人親方の賃率が決まってから３日以内にコンパニョンの賃率を決定することになった（Pariset 1901: 189）。なお，この規約は，商人親方からたびたびかけられてきた嫌疑－職人親方が絹糸の窃盗者と共謀して，品質が劣った織物を市場に出してリヨン絹織物の信用を落としている－を払拭するため，従来以上に厳しい品質，製造基準を設けている（Pariset 1901: 183）[22]。

そして18条で商人親方と職人親方の同数による調停が定められている。具体的には，取締役親方と補佐役（前述の集会で選出された商人親方２人と職人親方２人）は，毎週定期的に集会をひらき，商人親方，職人親方，コンパニョン，徒弟などの間で生じ

た紛争を解決するものとしている（Pariset 1901: 179-80）[23]。

これに関連して，新しい図案に合わせて織機を準備した費用の負担についての規定が設けられ，紛争が生じたとき取締役親方が調停することが新たに定められた。108条は，新しい図案を織機に準備するには多額の費用と時間がかかり，それを補償するには一定の長さを織ることが必要になると述べ，それを複雑な紋様を織る大引き機（grande tire）で60オーヌ（＝約70m），単純な紋様を織る小引き機（petite tire）で150オーヌ（＝約180m）としている。そして，それに満たない場合には，加工賃に加え補償金が支払われると定めている。その補償額は商人親方と職人親方の協議で決められるが，争いが生じた場合は８日以内に取締役親方が裁定するとされている（Pariset 1901: 188-9）。

7　1744年のギルド規約：商人親方の巻き返しと暴動の発生

1737年の規約が明らかになると，商人親方はその受け入れを拒否し，それに反対する意見書の提出をおこなった。その結果，1744年６月の国王顧問会議の決定（arrêt）により1737年の規約は無効とされ新しい規約が定められることになった。1744年の新しい規約では，取締役親方は６人に戻され，職人親方はそのうち２人と定められた。この規約はまた職人親方が自立小生産者として生産，販売することにふたたび障壁を設けた。商人親方は800リーブルの支払いが求められるとともに，自分のために働き，販売する者は200リーブルの支払いが必要になり，その後，請負ではたらく職人親方にもどっても200リーブルは返金されないとされた。また，織物の賃率の決定期限はふたたび納品の１か月後に戻された。このほか，規約では親方になるのに必要な親方作品の評価をおこなう者が，これまでの職人親方から取締役親方に変更された（Pariset 1901: 190-7）。

この新しい規約が知られると，リヨンでは大きな騒動がまきおこった。ゴダールはその時の様子を詳細に記している。1744年８月３日（月）に一部で仕事の停止がはじまり，８月５日（水）には1,000人以上が仕事を停止した。そして８月５日におこなわれた集会で，仕事を続ける者には12リーブルの罰金を課す決議が全員一致で採択された。８月６日（木）には，多くの人々が市庁舎の前に集まり，1744年の規約の廃止を要求。その夕方，商務長官（市長）は要求に屈して，1744年の規約を無効とする宣言をおこなった。この間，1744年の規約制定に関与したとみなされた一部の商人親方などの家が襲撃されている（Godart 1899: 279-88）。こうした動きは，新しい規約で破産した親方に対する債権の優先度が下げられたパン職人，精肉職人などからも支持を受けた。そして，1744年８月10日，国王顧問会議はこうした動きを受けて1744年の規約を無効とし，1737年の規約をふたたび施行することを決定。これにより騒動は鎮静化した（Pariset 1901: 201）。

しかし，職人親方が手にした勝利は一時なものに終わった。1745年３月，軍隊がリヨンに派遣され，1744年８月10日の国王顧問会議の決定が無効とされるとともに，1744年の規約の再施行がおこなわれた（Pariset 1901: 202）。騒動の関係者が逮捕され，織布職人のエティエンヌ・マリシャンデル（Étienne Marichander）が絞首刑，ほか４人の織布職人が５年から終身のガレー船送りになった（Godart 1899: 290）[24]。この後，職人親方によって数多くの反対意見書が作成されることになるが，1770年までに1744年規約がすべての者によって承認されることになった（Pariset 1901: 205）。

8　賃率をめぐる対立

パリゼは，1776年から1779年にリヨンの紋織物はピークを迎え，1780年以降，その衰退がはじまると述べている。その背景にあったのは，繭の不作による生糸価格の上昇，衣服の流行が変化し絹の無地織に刺繍やリボンを付けたものが好まれるようになる

嗜好の変化などであった（Pariset 1901: 210-21）[25]。ほかにも，リヨン絹織物業に影響を及ぼしたものとして，この時期，王室や貴族層でも絹より軽い綿織物への嗜好が強まったこと，イタリアやスペインなど諸外国の安価な絹織物との競争が激しくなったこと，イギリスの輸入規制が続いていたことなどが指摘されている（Longfellow 1981: 6; Montenach 2020: 70-1）。こうしたなか，商人親方と職人親方はあらたに賃率をめぐって対立を深めていくことになる。

1774年３月，職人親方たちはギルド事務所に賃上げを求める嘆願書を提出した。その後，要求は参事会に持ち込まれる。参事会は取締役親方の意見を聴取して，とくに賃率の低さが問題になっていた無地織について１オーヌあたり１スーの値上げを決定するが，その後，賃上げが実際におこなわれることはなかった（Godart 1899: 249-50）[26]。

（以下つづく）

注

1） 労働審判法は第１条でその目的を次のように述べている。「この法律は，労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（略）に関し，裁判所において，裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が，当事者の申立てにより，事件を審理し，調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み，その解決に至らない場合には，労働審判（略）を行う手続（略）を設けることにより，紛争の実情に即した迅速，適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする」。

2） フランス，ドイツ，スウェーデンの労働裁判は次のようになっている。フランスの労働裁判は，個別労働紛争について，まず労使代表各１名からなる調停部が調停をおこない，それが不調におわった場合，労使代表各２名からなる判定部が判決する仕組みとなっている。ここで判断が同数で分かれたときは，職業裁判官が裁判長として加わり再審理のうえ判決が下される仕組みになっている。判決に不服の場合は控訴院に控訴でき，さらに法適用に疑義がある場合にかぎり破棄院（最高裁判所）に上告できる。（野田 2022: 第II編第８章）。フランスではこの労働裁判に1998年から2008年まで，年間10万５千件から12万８千件の新規申し立てがあった（Desrieux et al. 2019: 65）。ドイツの労働裁判は個別労働紛争を対象とした３審制で，１審の労働裁判，２審の州労働裁判，最終審の連邦労働裁判からなっている。１審の労働裁判と２審の州労働裁判では，職業裁判官が裁判長となり労使を代表する各１名が裁判官として加わる。最終審の連邦労働裁判は，３人の職業裁判官（うち１名が裁判長を務める）に労使を代表する各１名の裁判官が加わる。2018年，ドイツではこの労働裁判に32万件以上の申し立てがあり，そのうち22万件（約60％）が和解で問題が解決している（Waas 2021: 231-3, 243）。スウェーデンの労働裁判は，集団的労使関係に関わる紛争および個別労働紛争の両方を対象としている。労働裁判は，中立の３名（2名の職業裁判官と１名の労働市場の専門家）と労使代表各２名あわせて７名によっておこなわれるが，差別問題を扱う場合は，労使代表が各１名となる。労働協約の適用対象者は，団体交渉の申し入れ後，労働組合が労働裁判に訴えることができる。この場合は，労働裁判が最終審となる。労働協約の非適用者や訴えを労働組合が取り上げない場合などは，個人で地裁に提訴することになる。この場合の控訴先は労働裁判となり，それが最終審となる（Corby 2013: 10-7; 両角道代 2004: 54-8）。

3） セウェルは，フランスでもイギリスでもドイツでもアメリカでも，産業革命の初期の労働運動を主導したのは新しく登場した工場労働者ではなく，従来から存在した熟練職人だったと指摘し，労働運動史は産業革命以前から始めなければならないと主張している（Sewell 1980: 1）。これに関連し，イギリス，アメリカ，オーストラリア，ニュージーランドで初期の労働時間短縮運動を熟練職人が主導したことについては大野（2024）参照。

4） 1466年，ルイ11世（在位1461-83年）は同様の特権を認めたが，12年間に限定されていたことなどから絹織物業の継続的な発展にはつながらなかった（Pariset 1901: 25）。

5） ゴダールは，当時の職人数や織機数についての

記述は誇張したものが多いとしたうえで，現実に近い記録として1575年に参事会によって作成された絹織物職人の名簿をあげている。そこには補助的な労働者を除きビロード織布職人164人，タフタ（平織）織布職人34人，絹糸紡ぎ職人11人，染色職人15人が記載されている（Godart 1899: 17）。

6）　エティエンヌ・テュルケはピエモンテ出身の父を持つ商人で，ピエモンテから織布職人を，製糸業で有名だったサン＝シャモンから撚糸職人などを呼び寄せリヨンで絹織物製造をはじめた。またリヨン出身のラウレ・ヴィアールは，アヴィニョンで絹織物製造所を営んでいたが，1534年特許で約束された特権などを享受するためリヨンに戻り多数の織機を有する製造所を立ち上げた（Pariset 1901: 29-30）。

7）　1667年の規約では67条中14条が製造規則に関するものとなり，1737年の規約ではそれがさらに208条中の51条にまで増加した。1744年の規約では，複雑になりすぎた製造規則の整理がおこなわれ，製造規則に関するものは183条中の29条に整理された（Godart 1899: 84）。

8）　ヨーロッパ各地で，端材となった絹糸を職人が再使用することは職人の一種の権利として認められており，ロンドンや北イタリアでは18世紀に入ってからも黙認されていた（Montenach 2024: 57）。

9）　1596年の規約改定で，自らの息子を除き２人まで徒弟を取ることができるとされ（孤児１人を含めれば３人まで），徒弟期間は５年とされた。また徒弟期間を終えた者は２年間を親方の下でコンパニョンとして働くことが義務づけられた。1619年には，徒弟は息子１人，通常の徒弟１人，孤児１人の３人までに制限され，またコンパニョンの期間が５年に延長されるとともに親方になるため親方作品の提出が義務づけられた。さらに1664年には，徒弟数が１人に制限された（鹿住 2009: 25-8）。

10）　シャルル８世（1483-1498年）による1495年の特許は，リヨンの自治機関として参事会を認めたうえで，12人の参事についてリヨンに在住していなければならず，また500リーブル以上の不動産を所有していなければならないと規定した。このため16世紀初めには，富裕商人が参事の多くを占める状況となった（小山 2006: 77-8）。

11）　イングランドのギルドは，職業独占とともに職業にかかわる争いについてギルドが裁判権をもつことを追求してきた（大野 2023: 3-4）。

12）　1595年，アンリ４世（在位1589-1610年）は，参事会を市長に相当する商務長官（prévôt des marchands）と４人の参事からなる５人に減員したうえで，商務長官と参事については国王の承認が必要とした（小梁 2013: 83）。モナハンは，参事会が選んだ人々からなる集会が商務長官を選出し，３名の候補者の名簿を国王に提出したが，ほとんどの場合もっとも票数が多かった候補つまり人々が選出した者が商務長官に指名されたことから，リヨンの参事会は王権から一定の自律性を保持し続けたとしている（Monahan 1990: 836）。

13）　ロングフェローは，1667年のリヨン絹織物業の状況として，80人の商人，1,500人の織布者，2,000台の織機という数字を挙げている（Longfellow 1981: 3n）。

14）　バゾーカは，コルベールの政策は親方を犠牲にして商人を引き立てるもので小規模な反乱を引き起こしたと述べている（Bezucha 1974: 5）。

15）　1667年，国王顧問会議は，ギルド規約の違反のなかで軽いものは無償で参事会が担当し，書面審理を必要とするものは高額な訴訟などを担当するプレジディアル裁判が担当すると決定した。これに対し，リヨン絹織物の親方は，商人で構成される参事会は職業について無知で，常に職人に反対すると異議を申し立てた。この点について，本文で述べた1669年の国王による特許は，参事会は民事に加え軽微な違反行為を扱う権限をもち，書面による審査を要するものは軽微な問題を扱うセネシャル裁判が権限をもつと定めた（Godart 1899: 201-2）。

16）　従来，紋様を織るのに使われるドロー織機（空引機）は，織機の上部に人が乗って縦糸を引上げていた。このとき，引き上げる縦糸の数が増えると，元の位置に戻るよう縦糸につけられた錘のため引き上げが困難になるという制約があった。しかし，1605年，リヨンでクロード・ダンゴン（Claude Dangon）が，織機の横でテコの原理を使ったレバーを引いて縦糸を引上げる織機を発明。レバーの使用により，引き上げることができる縦

糸の数は３倍に増加した。このレバー式ドロー織機はリヨン絹織物業の発展に寄与し，19世紀初頭まで使用された（Broudy 1979: 131-3）。

17） 親方の収入については，後年を対象としたものであるがカピタシオン（capitation）と呼ばれる税の記録を使った推計が存在する。モリソンらは，1788年における熟練職人世帯の年収の全国平均を600リーブルと推計している（Morrison et al. 2000: 61-6）。1788年，リヨンの熟練職人のカピタシオンの平均納税額は９リーブル１スー（1リーブル＝20スー）であった（Farr 2008: 63）。

18） もっとも，これを受けておこなわれた1700年のギルド規約の改訂では，取締役親方６人のうち少なくとも職人親方２人が常に存するとされ，商人親方と職人親方が同数とは明記されなかった（鹿住 2009: 56-7）。

19） このほかに，総会は商人が2/3，親方が1/3を占め，その親方は取締役親方が作成した名簿から参事会が選任するとされた。また工房で使用する織機は４台に制限された（Pariset 1901: 135-6, 139）。

20） 1703年10月，職人親方たちは財務総監シャミールに参事会が商人親方と結託していると激しく不満を訴える手紙を出している（Pariset 1901: 142）。

21） 1707年には自立小生産者として313件の登録があった（Godart 1899: 90）。

22） 注７参照。

23） 1702年のギルド規約では，補佐役は３人，そのうち職人親方は１人とされていた（Pariset 1901: 136）。

24） 木崎は，ガレー船が1748年に廃止されるまでの状況について，「ガレー船徒刑の判決を受けてから以降に死亡した者の割合は（略），1715年まででは51.7%，1716年以降では53.2%である。（略）しかも，この死者のうちの70%が３年以内に死亡している。１年以内の死亡者は全死亡者の３分の１に達する」（木崎 1997: 148-9）と述べている（引用文中の漢数字を算用数字に改めた：大野）。

25） リヨンの織機台数は1739年の8,380台から1777年に11,356台まで増加したあと，1788年には9,335台（うち無地織の織機が5,583台）まで減少している（Pariset 1901: 215-6）。

26） 職人親方が，参事会に対しタリフ（tarif）＝賃率表を作ることを初めて要求したのは1709年２月であった。この時，厳冬で大規模な飢餓が発生し，絹織物産業も大きな被害を被った。職人親方は，もともと賃率の低いタフタ織について切り下げられた賃率を1701年の水準に戻し（＝１オーヌあたり２スーの賃上げ），それを決まった賃率（＝賃率表）とすることを要望したが聞き入れられなかった。本文で述べたように，賃率がふたたび問題になるには半世紀以上を必要とした（Godart 1899: 231, 249）。

引用文献（欧文）

Bezucha, Robert, 1974, *The Lyon Uprising of 1834: Social and Political Conflict in the Early July Monarchy,* Harvard University Press

Corby, Susan, 2013, 'Labour Courts in Great Britain and Sweden: A Self-Service Model v Collective Regulation,' Working Paper (University of Greenwich), No. WERU 4

Desrieux, Claudine and Romain Espinosa, 2019, 'Case Selection and Judicial Decision-Making: Evidence from French Labor Courts,' *European Journal of Law and Economics*, 47, pp. 57-88

Farr, James, 2008, *The Work of France: Labor and Culture in Early Modern Times, 1350-1800*, Rowman & Littlefield

Godart, Justin, 1899, *L'ouvrier en soie : monographie du tisseur lyonnais; étude historique, économique et sociale*, Bernoux & Cumin

Higby, Chester and Caroline Willis, 1948, 'Industry and Labor under Napoleon,' *The American Historical Review*, Vol. 53, No. 3, pp. 465-480

Jenkins, David (ed.), 2003, *The Cambridge History of Western Textiles I*, Cambridge University Press

Longfellow, David, 1981, 'Silk Weavers and the Social Struggle in Lyon during the French Revolution, 1789-94,' *French Historical Studies*, Vol. 12, No. 1, pp. 1-40

McPherson, William and Frederic Meyers, 1966, *The French Labor Courts: Judgment by Peers*, Institute of Labor and Industrial Relations, University of Illinoi

Montenach, Anne, 2024, 'Gender, Fraud and Labour Justice in Lyon's Silk Industry in the Eighteenth Century. The Case of piquage d'once,' *L'Homme. European Journal of Feminist History,* Vol. 35, No. 2, pp. 53-68

Montenach, Anne, 2020, 'Coping with Economic Uncertainty: Women's Work and the Protoindustrial Family in Eighteenth-Century Lyon,' *Continuity and Change*, 35, pp. 33-52

Pariset, Ernest, 1901, *Histoire de la fabrique lyonnaise: étude sur le régime social et économique de l'industrie de la soie à Lyon, depuis le XVIe siècle*, A. Rey

Poni, Carlo, 1997, 'Fashion as Flexible Production: The Strategies of the Lyons Silk Merchants in the Eighteenth Century,' Sabel, Charles and Jonathan Zeitlin (eds,), *World of Possibilities: Flexibility and Mass Production in Western Industrialization*, Cambridge University Press, pp. 37-74

Sewell, William, 1980, *Work and Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, Cambridge University Press

Waas, Bernd, 2021, 'Enforcement of Labour Law: The Case of Germany,' *International Journal of Comparative Labour Law and Industrial Relations*, 37, no. 2&3, pp. 225-246

引用文献（邦文）

木崎喜代治，1997,『信仰の運命：フランス・プロテスタントの歴史』，岩波書店

小梁吉章，2013,「17世紀のリヨンの商事裁判：判決の域外執行と破産手続」,『広島法学』, 37巻１号，pp. 77-141

小井高志，1993,「フランス革命以前のリヨン」,『立教大学研究報告＜人文科学＞』，52号，pp. 1-11

小山啓子，2006,『フランス・ルネサンス王政と都市社会：リヨンを中心として』，九州大学出版会

鹿住大助，2007,「18世紀前半におけるリヨン絹織物工業ギルドの秩序と社会の変容」，小沢弘明編，『近代ヨーロッパにおける社会関係とその変容』（人文社会学研究科研究プロジェクト報告書　第138集），千葉大学大学院人文社会科学研究科，pp. 27-54

鹿住大助，2009,『18世紀リヨンの絹織物ギルド：「コルベールの規則」とその変化』, 千葉大学大学院人文社会科学研究科（博士論文）

両角道代，2004,「スウェーデンの労働裁判：中央集権的労使関係を前提とした労使参審制の機能と限界」,『明治学院大学法科大学院ローレビュー』，第１巻第１号，pp. 53-65

野田進，2022,『フランス労働法概説』，信山社

大野威, 2024年「1840-1857年　ニュージーランドにおける世界最初の８時間労働の実現：イギリス，アメリカ，オーストラリアとの比較」,『立命館大学産業社会論集』，第60巻第３号，pp. 1-13

大野威，2023年,「1130-1212年　イングランドにおける職人ギルドの誕生とロンドンの賃金規制条例」,『立命館大学産業社会論集』，第59巻第３号，pp. 1-12

The Origins and Background of Labor Courts: The System of Maîtres-Gardes in the Lyon Silk-Weaving Guild under Absolutism (Part I)

OHNO Takeshi[i]

Abstract : In many countries, including Japan, labor courts have been established as mechanisms to resolve labor disputes quickly and at low cost, with representatives of both labor and management who are knowledgeable about labor issues participating as judges. It has become conventional wisdom that this system originated in 1806, when Napoleon Bonaparte created *Conseils de prud'hommes*. The purpose of this paper is to show that these labor courts were modeled on the system of *maîtres-gardes* (supervising masters) in the silk-weaving guild in Lyon during the period of absolute monarchy, in which masters and merchants jointly resolved internal guild disputes. The paper begins with an account of the circumstances under which the silk-weaving guild emerged in Lyon, followed by an explanation of the first guild regulations of 1554, in which the system of supervising masters was established. Subsequent sections examine developments up to the period immediately preceding Turgot's abolition of the guilds in 1776, showing how, amid increasingly sharp conflicts between masters and merchants over issues such as rights of sale and wage rates, the supervising masters continued to function as a mechanism for resolving disputes between the two groups.

Keywords : conseils de prud'hommes, labor court, labor tribunal, Lyon, France, silk weaving, guild, maîtres-gardes

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University